

# 令和6年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番(フリーダイヤル 0120-492574<ショクジコナシ>)を設置しています。

令和6年度の受付状況をお知らせします。

## 1 受付状況

### (1)情報提供件数

18件(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

食 品 分 類					
食肉 卵	水産物	野菜・米 果物	加工品	その他の 合 計	
0	3	0	14	1	18

情 報 区 分					
表示	添加物	異物 混入	健康 不安	その他の 合 計	
14	0	0	2	2	18

関 係 法 に よ る 分 類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合 計
14	0	0	4	18

結果		
調査		他県等への 情報回付
指導あり	指導なし	11

## 2 主な情報提供及び対応内容

疑 問 点	対応・処理内容
賞味期限が数ヶ月過ぎたかんころ餅が冷蔵庫から出てきた。食べても問題ないか。真空パックはされている。	購入された後、保存されていた環境などもわからないので、賞味期限を過ぎた食品を食べても問題ないかは、事業者も行政機関も判断はできず、消費者の方の自己判断になります。 真空パックがされていても、空気がない状態の方が増えやすい嫌気性の菌もいるので、心配ないとは言えません。よく確認して自己判断を行いましょう。
食品の自主回収情報はどこが発しているものか。	食品の自主回収情報は、基本的には販売者や製造者が自ら発表しています。厚生労働省ホームページの食品リコール公開回収事案検索により消費者の方もご覧になることが可能です。 県内事業者が発表した事案については、県民の皆さんにお知らせする目的で、当課のホームページにも厚生労働省ホームページへのリンクを掲載しています。